



豊中市都市景観形成マスタープラン
基本計画／景観計画【計画編】

令和6年（2024年）4月 改定

豊中市

はじめに

～ 令和6年度（2024年度）改定にあたって ～

優れた都市景観の形成は、一朝一夕にできるものではなく、総合的で長期的な取り組みや、市民・事業者・NPO・行政等のたゆまぬ努力と、都市景観に寄せる情熱が必要です。

豊中市では、景観面から“住み続けたい”“住んでよかった”と実感できるまちづくりを推進するために、平成26年（2014年）に「豊中市都市景観形成マスタープラン」を策定しました。このマスタープランは、都市景観形成の総合的な方向性を「計画編」としてとりまとめ長期的な視点で運用することとし、「計画編」に示された基本的な方向性に基づく具体的な推進方策などについては、社会環境の変化等に柔軟に対応できるよう別冊で「推進編」としてとりまとめています。

策定から10年が経過し、この間、少子高齢化の進行、SDGsの達成に向けた機運の高まり、脱炭素社会に向けた取り組みの推進、新型コロナウイルス感染症による生活様式への影響や急速なデジタル化など、景観行政をとりまく環境が大きく変化してきています。

一方、国においては、国土交通省が令和5年（2023年）3月に更新した『景観計画・まちづくりの質向上アイデア集』のなかで、「地域の特徴ある景観や、地域を物語る景色や風景を守り、創り、育む「景観まちづくり」は、今後ますます重要になってきています」と示しており、地域の景観を守る・創る・育む「景観まちづくり」の推進が引き続き重要となっています。

豊中市ではこの10年間に様々な景観啓発の取り組みを行ってきました。平成5年度（1993年度）から実施している市内の都市景観形成に寄与する建築物や活動を表彰する『豊中市都市デザイン賞』の開催や、新たな取り組みとして、身近な景観で「いいね！」と感じ人にも教えたい景観スポットを募集し、市民投票で選定して発表する『豊中まちなみ市民賞』を開催し多数の応募や投票をいただくなど、景観行政や身近な景観への意識が根付いてきています。

地域においても、「自分たちのまちは自分たちで良くしていこう」という市民主体の活動が広がり、都市景観形成推進地区を7地区指定するなど、景観形成協定、地区計画、建築協定等まちの状況や地域のニーズに応じたルールづくりや運用、美化・緑化活動など、さまざまな方法を活用した景観まちづくりが進められています。

これらの本市の景観をとりまく状況から、「まもる・つくる・そだてる・いかす」という基本方針など都市景観形成の総合的な方向性に係る事項は、今後も一層進めていくことが重要であるため継続することとし、計画編については関連施策との整合などの時点修正を行います。また、社会環境の変化への対応については、具体的な取り組みを示す「推進編」によることとし、本市の都市景観形成をより魅力的なものにするため、これまでの取り組みを一層充実させた「第2期推進編」を策定し、市民・事業者・NPO・行政の協働による取り組みを引き続き進めて参ります。

<目次>

| | | |
|-----|-------------------------|----|
| 序章 | 計画の背景と目的 | 1 |
| 1 | これまでの豊中市の都市景観形成の取り組み | |
| 2 | 計画の目的 | |
| 3 | 計画の位置づけ | |
| 4 | 計画の構成 | |
| 第1章 | 計画の意義 | 7 |
| 1 | 都市景観とは | |
| 2 | 都市景観形成とは | |
| 3 | 都市景観形成の対象領域 | |
| 第2章 | 豊中市の都市景観 | 11 |
| 1 | 景観のなりたち | |
| 2 | 景観の特性 | |
| 第3章 | 都市景観形成の基本目標・基本方針 | 17 |
| 1 | 都市景観形成の基本目標 | |
| 2 | 都市景観形成の基本方針 | |
| 第4章 | めざすべき姿 | 19 |
| 1 | 骨格景観 | |
| 2 | 地域別景観 | |
| 第5章 | 良好な都市景観の形成に向けて | 36 |
| 1 | 基本的な考え方 | |
| 2 | 活動範囲に応じた景観形成 | |
| 第6章 | 重点的な地区の景観形成 | 48 |
| 1 | 重点的に取り組む景観形成 | |
| 2 | 各種法制度を活用した総合的な取り組み | |
| 3 | 重点的な地区の景観形成のステップ | |
| 第7章 | 各主体の役割・取り組み体制 | 54 |
| 1 | 市民・事業者・行政の役割 | |
| 2 | 都市景観形成に向けた体制 | |
| 3 | 計画の進行管理 | |
| 第8章 | 景観法に基づく事項等 | 58 |
| 1 | 景観計画区域 | |
| 2 | 良好な景観の形成に関する方針 | |
| 3 | 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 | |
| 4 | 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針 | |
| 5 | 屋外広告物の表示等に係る行為の制限に関する事項 | |
| 6 | 景観重要公共施設の整備に関する事項 | |
| 7 | 都市景観形成推進地区 | |